

第5章 国立大学の法人化と授業料問題

丸山文裕(国立学校財務センター)

日本の私立大学の授業料は、各大学法人が設定し、その水準は大学法人の掲げる建学の精神、教育研究、経営財政における理念や現状の複雑な結果をあらわしていると思われる。筆者が行った私立大学法人の財務理事に対するインタビュー調査では、国民のあらゆる層に高等教育機会を提供する理念をもった大学法人では、授業料を「なるべく低く」設定する力学が、大学を構成する教職員の間で働きやすいことが明らかとなった。反対に少人数教育、特色ある教育などを提供しようとする理念を持った大学では、授業料は「比較的高め」に設定しているところもあろう。このような私立大学法人と異なって、これまで国立大学の授業料水準は、全国一律であり、私立大学のように大学間学部間の授業料格差は存在してこなかった。それは、その時代の政府文部(科学)省の国立大学への役割期待、高等教育政策、または他省庁、政治家などとのポリティカルな力関係を反映していると見ることが出来る。ここでは、これまでの国立大学の授業料水準を検討することによって、そこに表れている高等教育政策を見て、また法人化後の国立大学の授業料水準について検討してみたい。

1. 高等教育費負担

高等教育費は、国際的傾向としては社会もしくは政府の負担から個人・家計の負担へシフトしているということができよう。この背景には、各国とも高等教育の大衆化によって、政府の財政負担が耐え切れなくなったことが挙げられる。ヨーロッパでは、伝統的に高等教育費用は政府の負担が原則であった。高等教育が長い間、一部エリートだけの特権であったため、その財政負担も軽くてすんだのである。しかし次第に授業料を徴収し始めている。ドイツ、オーストリアでは大学授業料無償が原則だったが、ここでもある程度の学生負担が検討され始めている。アメリカは、政府と個人の負担のほか財団などNPO、NGOの負担が特徴である。アメリカの大学授業料は公立私立を問わず、1980年代から上昇し続けている。しかし同時に政府その他奨学金総額も増加しており、必ずしも個人負担が大きくなっているとはいえない。特に経済好況の持続した1990年代終わりには、政府財政の黒字化および企業からの寄付による奨学金増額、また大学自体の資産運用収入や個人からの寄付の増額の2つにより、授業料上昇にもかかわらず、個人負担はむしろ減少したと考えられる。

日本の高等教育費負担は、2兆円を超える政府予算(国立学校特別会計)3,000億円を超える私大助成があるものの、高等教育公財政支出のGDPの中に占める割合が、欧米諸国に比べ低いことがしばしば指摘される。日本では高等教育費は家計の負担が大きいと考えられる。日本では、学生の8割近くが政府助成の少ない私立大学に学んでおり、それが家計負担を大きくしている理由である。

その私立大学では受益者負担の原則が、国立大学に比べると強いであろう。すなわち教育経

費に近い授業料が学生によって支払われており、また経費に概ね比例した学部別学科別授業料を設定している大学も多い。さらにコストに見合った授業別授業料、単位毎授業料支払いを検討しているところもある。今後は私立大学では、さらに大学間授業料格差および学生間授業料格差の拡大が予想される（丸山，2002年，P65）。

2. 国立大学の授業料の変化

明治維新以降日本の大学教育費は、帝国大学の成立期（明治19年1886年）あたりまで、教育制度の未整備もあって、政府が負担するというより、「学制」に見られるように学生の自己負担が原則であった。しかし現実には大学教育の顧客層である士族層が窮乏状態にあり、授業料は年額12円と設定されていたにもかかわらず、免除または官費を受ける学生がほとんどであった。その後大学令（大正7年1918年）成立前後までは、森文相の授業料増額論があるものの、近代化のための人材養成目的による授業料は、低い水準に抑えられた。大学入学時の経済的障壁を小さくし、官立大学に志願者をプールしておくのが低授業料策の主たる目的であり、それは金子によれば、高等教育機会の均等という理念とは似て非なるものであった（金子）。授業料低廉化政策は、機会均等策に結びつきやすいが、これは人材養成とそれを政府部門に集中させる育英主義であったといえる。すなわち帝国大学令「第1条 国家の須要に應ずる」人材養成が、この時期の授業料政策の主たる目的であった。

戦前期を通じて国立私立大学の授業料格差は、戦後に比べれば小さかったといえる。これは私立大学設置が厳しく規制され、戦後のように授業料に依存する経営を試みる大学が排除されたこと、また私立大学の中には本科の周りに別科予科を設け、そこで大量の学生を入学させ授業料収入を増やし、そこでの利益を、本科の経営にまわす内部補助による私学経営の自助努力もあったことが理由である。

戦後日本社会の基本的理念の一つは、教育機会の均等があげられる。これは、初等中等教育はもちろん高等教育にも当てはまる。そしてこれは国立大学の授業料の低廉化策に、大きな思想的根拠を与えたことは確かであろう。しかし金子は戦後においても、戦前の育英主義に近い考え方があったことを指摘している。すなわち戦後、国立大学は高度経済成長のための理工系マンパワー養成課題の達成を求められ、低授業料政策が採られることになる。これも特定の人材養成という点で戦前の育英主義に近く、直接機会均等化を目指した策とはいえない（金子）。しかし育英主義という目的でとられた低授業料政策が、結果として国立大学の機会均等機能を部分的ながら果たしてきたことは確かであろう。現在でも特に地方国立大学は、その機能を果たしている。

その後1970年代初めから私大授業料との格差が問題となり、それを是正する観点から国立大学授業料値上げが徐々に始まる。これは育英、機会均等とは異なる国私格差是正、すなわち公正の観点からの授業料値上げ策と見てよい。これに対して国立大学協会は、授業料の値上げに危機感を抱き、その第六常置委員会は1985年11月に「国立大学の授業料について」の報告書をまとめた。それによると国立大学の授業料は、受益者である国が全額負担すべきものとの立

場をとっている。国が受益者であることを明言した報告書は、明らかに国や国民に対して説得力に欠け、その後国立大学協会内でも修正されていく。

その後さらに政府財政の危機の表面化によって、大蔵省の圧力が働き、授業料と入学金の毎年交互値上げの状況が続く。この間大蔵省の諮問機関である財政制度審議会平成4年と6年の報告(1992・4年)は、「授業料の学部別格差の導入」の検討勧告している。これに先立って臨時行政調査会は1982年以来、また政府の財政諮問審議会である臨時行政改革推進審議会は1984年から財政均衡目的での授業料値上げを求めている。これに対して国立大学協会第六常置委員会(財政分野：広重力北大総長)は、授業料低廉化政策支持と学部別授業料反対を打ち出している。これは高等教育の機会均等と人材養成の観点からとの理由付けがなされているが、機会均等および人材育成目的については、機関補助による国立大学授業料一律低廉化策以外にも方法はあり、機関補助でなければならないという理由はない(金子)。こうして全国立大学一律授業料低廉化策は、次第に支持されるのが困難になってきている。

3. 法人化後の授業料

平成14年(2000年)3月に発表された『新しい「国立大学法人」像について』には、学生納付金の取り扱いについて次のように記されている。

学生納付金については、教育の機会均等、優秀な人材の養成とあわせて、大学の自主性・自律性の向上等にも配慮する必要がある。したがって、運営費交付金算定への反映のさせ方に配慮しつつ、各大学共通の標準的な額を定めた上で、一定の納付金の額について、国がその範囲を示し、各大学がその範囲内で具体的な額を設定することとする(新しい「国立大学法人」像について p58 平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)。

これは、国立大学の授業料がこれまでの全国立大学一律主義から大きく転換することを意味している。ここに示されていることは機会均等、人材養成の言葉は、なるべく授業料はこれまでの国立大学と同様安価に設定することを示唆している。しかし大学の自主性・自立性の文言については、大学によっては、範囲内で高くまたは低く設定しても良い可能性を表している。国の示す範囲がどのくらいになるかは現在のところ不明であるが、ここ数年はその範囲は大きくはないであろう。各国立大学法人は授業料を独自に設定することで、自大学の教育研究の基本的ポリシーを外部社会に向けて宣言することになる。これによって大学の教育研究面での個性化や多様化が進むものと思われる。

また『新しい「国立大学法人」像について』には、(自己収入の取り扱い)について次のように記されている。

自己収入を、通常の業務遂行に伴い必然的に見込めるもの(学生納付金、付属病院収入等)とそれ以外のもの(寄付金等)に区分した上で、前者については、運営費交付金の算出に用い

ることとし、後者については、原則として運営費交付金とは別に経理し、運営費交付金の算出に反映させない。

授業料収入は、各大学法人の直接の収入になるので、授業料水準の決定は、財政上とりわけ重要である。学生納付金収入は、運営費交付金算定に反映されるとあるが、どのように算定されるかは、現在のところ算定フォーミュラは示されてはいるものの、パラメーターが不明であるので具体的な算出は出来ない。

4. 授業料水準設定における検討要因

ここでは、授業料水準を決定するに当たって考慮しなければならない要因についてまとめておく。それには国全体の高等教育政策、または各大学共通の標準額や各大学が決定するが、その範囲は国が示す額にかかわるレベル(以下で ~)、および個々の大学の選択する額にかかわるレベル(~)とを区別して考える。

国立大学間格差をどこまで認めるか

政府の高等教育政策の一環として授業料水準を検討する際、考慮しなければならない要因は次の点が挙げられよう。第一に高等教育の果たしている、または果たすことが期待される役割である。高等教育の機能は複数あり、人材養成、機会均等、研究開発、その他社会貢献などが考えられるが、学生・家計の支払う授業料と直接関係するのは、人材養成と機会均等である。第二にかかっている費用であり、またその負担である。このようにベネフィットとコストを考慮しながら、政府と家計との負担区分を決定しなければならない。ところで国立大学の役割は、すべて同じではない。研究大学もあれば、人材養成や機会均等に役割をはたす大学もある。機能が異なれば、かかる費用も異なるので、国立大学間でも授業料格差はあって当然であるという議論も成り立つ。国立大学法人が各自で授業料を設定し、大学間で異なった授業料を徴収することになった背景には、自律的な経営を行うことと、国立大学間の役割が異なっていることへのコンセンサスがあろう。但しどの程度の格差が認められるかを決めるのは容易ではない。

私学との格差をどこまで認めるか

国立大学の授業料低廉化策は、これまでそれが国家の人材養成と、直接的目的でないにせよ高等教育機会提供の機能を果たすことで支持されてきた。しかし高等教育の量的拡大の進行に伴って、国立大学と私立大学の役割がはっきりと区別できるものではなくなってきた。確かに国立大学は、理工系、教員養成系中心教育、大学院教育、研究重視という点では、現在も私立大学と異なった機能を果たしている。しかしこの理工系分野にも私立大学は積極的に進出しているし、その分野での研究開発にも少なからず関与している。また教員養成は教員需要の減少に伴い国立大学の養成機能は、必ずしも十分発揮されなくなった。さらに研究面においても大学院教育においても私立大学の貢献はもはや小さいものではない。

これまで国立大学の授業料値上げの理由としてもっばら挙げられてきたのは、私立大学授業料との格差是正であった。しかしこの議論には、いろいろ検討しなければならない点も多い。

格差是正の立場からすると、国立大学と私立大学の教育機能点で区別できず、教育の外部効果には差がないので、国立大学だけが政府助成を多く配分されているのは根拠がないという。しかしこの外部効果は、測定不可能であり、可能であっても計算の条件や前提が、どれだけコンセンサスを得るのかは不明である。例えば、国立大学出身と私立大学出身の医師や教師の職業的能力は異なるのか、彼らの社会的貢献度は異なるのか、異なるとしたらどの程度なのかは、測定できない。

国立大学授業料値上げ論は、所得再分配の点からも支持されることがある。国立大学学生は、必ずしも低所得層ばかりでなく中高所得者層出身も多数存在する。よって現行の国立大学授業料一律低廉化政策は、裕福層が恩恵を受ける逆進的所得再分配になっているので、これを値上げで是正すべきであるという議論である。

次に国立大学授業料値上げ反対の理由としては、教育研究の外部効果の具体例である人材育成に対する効果が薄らぐことが挙げられる。これまで国立大学は低授業料によって、特に優秀な学生を理工系学部に入学者させ、彼らは日本の科学技術や製造業の発展、ひいては日本の経済成長に大きく貢献することになった。よって授業料値上げによって、国立大学、特に理工系学部には優秀な学生を入学させられなくなる恐れがあるので、これ以上の値上げは回避すべきであるという意見もある。しかし私立大学でも理工系学生の教育を行い、人材育成は私立大学でも可能となっている。またはこの分野の国立大学の人材育成機能を認めるとしても、それが現行の授業料水準の効果なのか、または授業料とは別の国立大学に付与されたステータスなど他の理由なのかは不明である。

加えて国立大学授業料値上げが行われると、これまで国立大学が担ってきた高等教育機会均等に貢献しなくなるという議論もある。しかし私立大学より学費が安価であるため国立大学に進学したという学生は、どのくらいいるかはこれまた不明である。授業料一律主義は機会均等のためという説があるが、ひくく設定されていれば効果はあるかもしれないが、現在のように一年50万円になろうとする水準では、その効果は大きくはないものと思われる。

国立大学と私立大学の授業料格差是正方法には、私学助成の増額により、私大授業料の低下を期待する方法、または国立大学授業料値上げの2つがある。前者は莫大な財政負担を強いられる。政府財政の逼迫を受けて、これまでは後者の方法によって是正されてきた。しかし上記の理由による国立大学授業料値上げ反対論者は、私学助成の増額に傾きがちなところがある。進学者および大学進学該当年齢層の半分を占める非進学者との高等教育サービスの受容を考えると、単純にはいかなくなる。進学者非進学者のサービス受容格差を考えると、これ以上の進学者のみへの優遇策および私立大学への増額は認められるのが困難である。この場合、受益者負担原則に近い、国立大学授業料値上げが支持されよう。

国立大学授業料値上げによる収入から得られた分を、何に使うかも議論の分かれるところである。私大との格差を問題にすると私大助成の増額に振り向けることが支持されるが、国立大学の機会均等効果を上げよとするならば、育英奨学金の増額という策も考えられる。これについては、30年前から議論されているところである。1972年度予算編成の過程で、国立大学の授

業料は 1972 年度から前年に比べ、3 倍値上げが大蔵原案通り決定された。それに対して自民党と文部省は値上げの見返りとして、育英奨学事業の拡充、学生の厚生施設の整備、私学助成の予算の増額を働きかけることとした(山本)。国立大学の値上げによる増収を、私学助成と育英資金に回すという考えも当時の文部大臣もっている。

学部別授業料を認めるか

『新しい「国立大学法人」像について』には、各大学共通の標準的な額が定められ、それは理系文系でも一律であると想定されるが、ここでは将来おこりうる理系文系学部別授業料について検討する。受益者負担原則からすると学部別授業料の正当化がされるかもしれない。しかし受益者を定義することは難しい。高価な教育を受ける学生は、安価な教育を受ける学生より、高価な教育を受けるという理由、もしくはよい教育を受けている可能性によって受益者であり、その学生は高い授業料を負担すべきであるといえるかもしれない。

受益者負担原則による授業料算出方法の一つの基準は、単位費用である。ただし単位費用の算出も容易ではない。消費支出を学生数で除す方法が一般的であるが、分子分母とも多様な定義が可能である(丸山, 2002年, p73)。さらに資本的支出を含めるべきであるという議論もある。また国立大学私立大学とも、たとえば教育研究用に使用される建物、土地などにかかる固定資産税など各種の免税措置がなされている。これらは行政サイドの教育研究の機会費用と考えられ、これを含めるべきであるという議論も可能である。つまりどれだけの経費が学生にかかっているか厳密に測定しようとするなら、そして学生一人当たりの経費を大学ごとに学部ごとに正確に算出しようとするなら、このような機会費用も考慮に入れておく必要がある。

さらに高等教育の受益は、学生の在学中だけ受け取るわけではない。将来も受益が発生する。たとえば大学生の卒業後所得は、高卒者や中卒者の平均より高い。また理系文系によっても、学部間でも異なることが予測される。よってそれらの受益を考慮に入れて、実際の計測が可能であるかどうかは別として、授業料を設定すべきであるという議論も成り立つ。

私立大学授業料コントロール政策は必要か

国立大学と私立大学との授業料格差を問題にする場合、見逃されがちなのは私立大学の授業料政策である。私立大学の授業料に対する法的規制はない。しかし政府は私立大学の授業料水準を、政策としてまったく無視してきたわけではなかった。国立大学と私立大学の授業料格差について、まず私立大学の授業料をなんとか抑えようとした。そのために 1970 年から私学助成を開始し、1975 年には私立学校進行助成法を成立させ、助成を本格化した。その目的の一つは、家計の経済負担の軽減であるが、それは確かに助成が本格化した当初数年は、効果があったように思われる(丸山, 1999 年, P41)。しかしその後政府は、私立大学学部学科新增設の大都市抑制策を同時にとったため、私立大学が買い手市場の有利さを発揮し、授業料を値上げしてしまう。そしてその後私学助成による授業料抑制効果もはっきりしなくなる。

国立大学と私立大学の授業料格差は、これまでもっぱら国立大学授業料値上げで処理されてきた。しかし他方私立大学は、国立大学の授業料を考慮に入れて、自らの授業料を設定することもあるので、国立大学が値上げすると、私立も値上げに傾きやすくなる。結局授業料格差は

正を目的とするなら、国立大学と私立大学の双方の何らかの政策が必要となる。国立私立大学の授業料をバランスさせることは、結局両者の値上げを永続化させるという危惧は、1970年代の衆議院文教委員会でもすでに議論されている（山本）。

因みにアメリカでも私立大大学の授業料は、各大学が自由に設定できる。私立公立大学とも収入増のためには授業料値上げに傾きやすい。しかし公立大学は州民への機会均等のため、授業料値上げは州政府および議会の承認を得にくい。低授業料が機会均等に貢献できているかは別として、授業料を低く設定している公立大学のほうが授業料値上げを比較的容易に行う私立大学よりも、教育効率が高いという興味深い指摘もある（Ehrenberg, R.G. p23）。

授業料水準は学生の質とトレードオフか

大学入学は主に志願者の学力と、家計の費用負担能力によって決定される。大学側から見ると学力の高い学生を入学させるには、授業料を低く設定するほうが得策と考えられる。法人化後は大学間の学生獲得競争に、授業料水準という変数が入り込むことになるが、どこの国立大学でも自大学より入学難易度の高い大学の授業料以上に、高い授業料を設定することは困難と思われる。

但し授業料と入学難易度との実際の関係は、それほど単純なものではない。筆者が行った計算に拠れば、日本の私学の経済学部だけのデータを用いた場合、授業料と入学難易度との相関係数は、年度によって異なり、符号も同じではない。1989年授業料と入試難易度の相関係数は、ケース数 81 で 0.255 であった。1999年同じケース数 81 で、マイナス 0.366 である（丸山, 2002年, P76）。自由に設定できる授業料の範囲が小さければ、授業料自体が入学難易度に及ぼす影響も小さい。よって授業料を高く設定したことで、優秀な学生が他の大学を選択するということはそれほど考えられない。

ハイコスト・ハイクオリティ教育は可能か

授業料を独自に設定することは、それを通じて個々の大学の研究教育のポリシーを宣言することである。入試難易度とは無関係に、高い質の教育を行うので、高い授業料を徴収する選択をする大学が出てくることも予想される。しかし高い質の教育を支える財政的基盤を各大学がどのように確立するかは、いろいろ困難であると考えられる。

単位費用をどこまで反映させるか

国立大学法人の共通の授業料部分を決定するのと同じで、将来各大学で学部別授業料を設定することになった場合、単位費用をどこまで反映させるか、またはさせないかは困難な問題となる。全学部一律授業料は、大学内で単位費用の安価な学部から高価な学部への内部補助が行われることになる。この場合学生の負担の不公平性をどこまで認めるかが問題となる。また消費支出を学生数で除す一般的な単位費用を用いる場合、消費支出の中には教育費用ばかりでなく研究費用も含まれることになる。教育費用と研究費用とをどのように分離するかも考慮しなければならない。

法人化後の国立大学法人は、「国立大学法人会計基準」などに準拠して、財務諸表を作成することになる。その際セグメント情報も含まれることになる。セグメント情報は大学の運営管理

組織を一定の基準によってセグメント化した場合、どの分野にどのくらいの資源投入があるか、どの分野がいかなる成果をあげているか、を表す情報である。それは説明責任によって求められる財務会計情報である。これが計算されると、授業料と単位費用の関係が各学部ごとに明らかにされ、各国立大学法人は、その実態と理由についてステイクホルダーに明確に説明することが求められるよう。

因みに会計基準について、「新しい『国立大学法人』像について」には、次のように記されている。

独立行政法人全般へ適用する会計基準については、既に「独立行政法人会計基準」が策定されているが、これを参考としつつ、大学の特性を踏まえた会計基準を検討する。

大学の規模に関わらず、財務規律の確保、資源の有効・適切な配分、対外的説明責任等の観点から、すべての大学は、財務に関する学外の有識者を加えた適切な内部監査体制を整備するとともに、会計監査人の監査を受けるものとする。

各大学の財務内容は、毎年度、広く公表・公開する。

大学独自の奨学金システムは可能か

政府奨学金や外部資金、寄付による奨学金のほかに、将来大学独自の奨学金システムの構築が考えられてもよい。私立大学の第三号基本金に当たるシステム（奨学金、研究基金などの資産用積み立て）が、各国立大学法人システムで可能かどうかの検討も必要である。また奨学金はメリットベースにするかニードベースにするか、といった受給規準の選択も各大学法人は行う必要がある。現在私立大学で行われている入試成績優秀者、在学中の成績優秀者への学費減免のようなメリット奨学金は、学生募集や在学時の学習の奨励としてある程度の効果が予測でき、問題が少ないように思われる。しかし低所得家計出身の学生に対する奨学金、すなわちニードベース奨学金は、入試時に学生の家計所得の正確な捕捉は可能かという問題が起こりうる。また私立大学では奨学金の原資が、基本金の果実以外の経常費による場合、裕福階層出身学生からそうでない層出身学生への所得移転が生ずることになる。少額であれば問題はないが、それが無視できないほど多額になれば、それはどの程度認められるかも検討しなければならない。

機会均等策を個々の大学がとるべきか

これまで高等教育の機会均等化実現のための方策の一つとして、国立大学の授業料低廉化が支持されてきた。日本の有名私立大学の中には、授業料を他の私立大学に比べ、比較的安く設定しているところもある。これは機会均等ではなく、国立大学との学生募集の上での対抗上なされていると考えることもできる。筆者が大学法人の財務担当理事にインタビューしたところによれば、その理由としてその大学は、私立大学の授業料のペースセッターを自負しており、他大学への影響を考慮して授業料を低くしているという。しかしそのような授業料水準を維持している有名私立大学が存在すること自体は問題ないが、機会均等や奨学金充実は本来は政府の仕事であって、個々の大学が担うことはないと思われる。

在籍中の学生との授業料格差をどこまで認めるか

各大学法人が独自に授業料を設定する場合、考慮しなければならない点の一つは、在学中の学生との授業料格差である。ほとんど同じ教育内容やその他教育サービスを、異なった価格で提供することについて、学生や保護者に十分説明することが必要であろう。デフレ経済の中、私立大学の中には授業料を値下げする大学もある。このような状況で授業料値上げは可能であるのかの判断は容易ではない。

国立大学の法人化最終報告では、授業料水準については国が一定の範囲を示し、その中で各大学が設定する。しかし以上の10点を考慮に入れると、現在学生が支払う授業料と大きく異なる授業料設定は、公平性の観点から無理であり、しばらくは現行水準で推移すると予想される。

5. 単位費用試算例

国立大学法人の授業料水準設定に関して、現在の国立大学の単位費用等の実態がどのようなものかを確認しておく。

図5-1は、平成12年度の総合大学7校の消費支出を大学院学部学生数で除した単位費用の違いを表している。学生一人当たり平均240万円から267万円までの範囲にある。図5-2は図5-1に対応した7総合大学の消費支出の内訳を示したものである。図5-3は、同じく7大学の消費支出の中に人件費の割合がどのくらい占めるのかを表したものである。図5-2と図5-3から7大学に限っていえば、単位費用と消費支出の内訳とは、明確な関連があるわけではないことがわかる。

図5-4は、総合大学の一つを例にとり、その学部別単位費用を計算した結果を示してある。ここで単位費用が最少学部の場合、70万円、最高学部は430万円であり（いずれも本部図書館費を含まない）大きな差が確認できる。図5-5は、別な総合大学で単位費用と学生数との関係を見たものである。学生数が多い学部で、単位費用は少ないと判断できるかどうかは微妙なところである。図5-6は、総合大学7校の大学独自収入の内訳である。授業料は、学生一律であるので学生数の関数である。指定寄付については、大学間格差が大きい。最も指定寄付の大きい大学は、授業料とほぼ同額の寄付を受けていることになる。

さて図5-7は、各総合大学の単位費用に基づいた授業料試算を行ったものである。単位費用が最低額の大学は、240万円であったが、それを国立大学授業料現行水準に合わせると、最高額の大学は、55万円を僅かに超える額となる。これは現行水準から約10%の上昇となる。

図5-8は、一総合大学を例にとり、単位費用を考慮に入れて、学部授業料試算を行ったものである。ここでの手続きは次のとおりである。まず消費支出の中に占める授業料集収入の大学全体の割合を算出する。ここでは、本部の消費支出については除いてある。その数値は、15.1%である。次に各学部の消費支出に0.151を乗じる。これは、各学部の消費支出が授業料収入によってカバーされる額を表す。よって各学部は同じ割合で消費支出が授業料によって賄われることになる。そしてその額を各学部学生数（大学院生も含む）で除し、一人当たり授業料を算出する。よってこの各学部授業料に学生数を乗じ、それを学部全体で合算すれば、現行授業料

収入となる。結果は最低額学部は、10万円となり、最高学部は65万円となる。図5-9は、最低額学部を現行水準に合わせると、他の学部の授業料がどうなるかを示したものである。最高学部で300万円ほどになる。

以上は単位費用を授業料に反映させた場合の試算である。もちろん国立大学の授業料は、単位費用だけを考慮して設定されるわけではない。ここではあくまで一つの試算にすぎない。

<参考文献>

Ehrenberg,R.G., Tuition Rising: Why College Costs So Much, Harvard University Press, 2000.

金子元久「国立大学の授業料」『IDE現代の高等教育』No.361 1994年11-12月号 pp26-33.

丸山文裕 「私立大学の財務と進学者」東信堂 1999年4月。

丸山文裕 「私立大学の経営と教育」東信堂 2002年10月。

山本眞一 「授業料値上げの政治過程」矢野眞和『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』文部省科学研究費補助金研究成果報告書 1994年 pp39-54 .

図5-1 消費支出 / 学生数

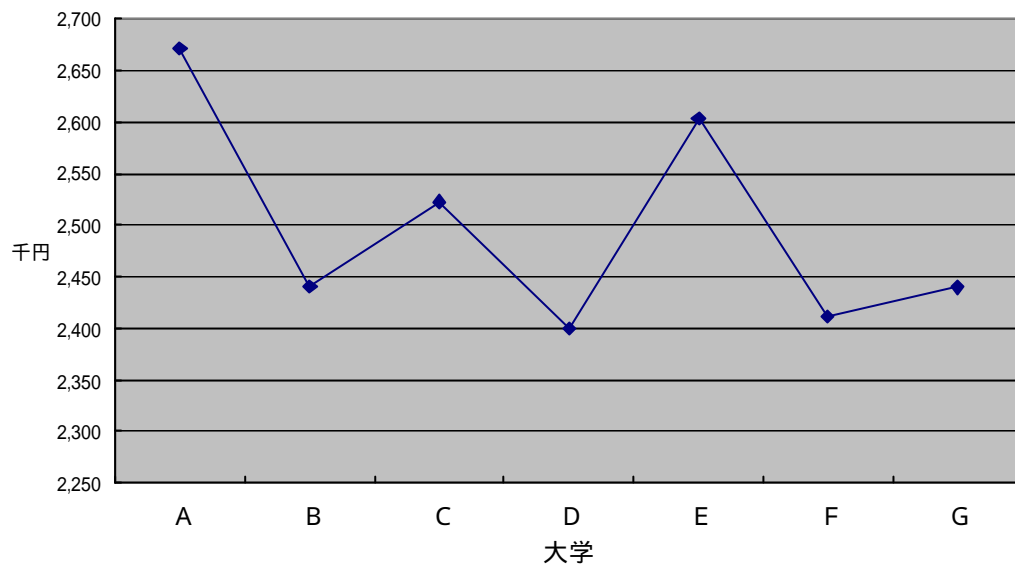


図5-2 消費支出内訳

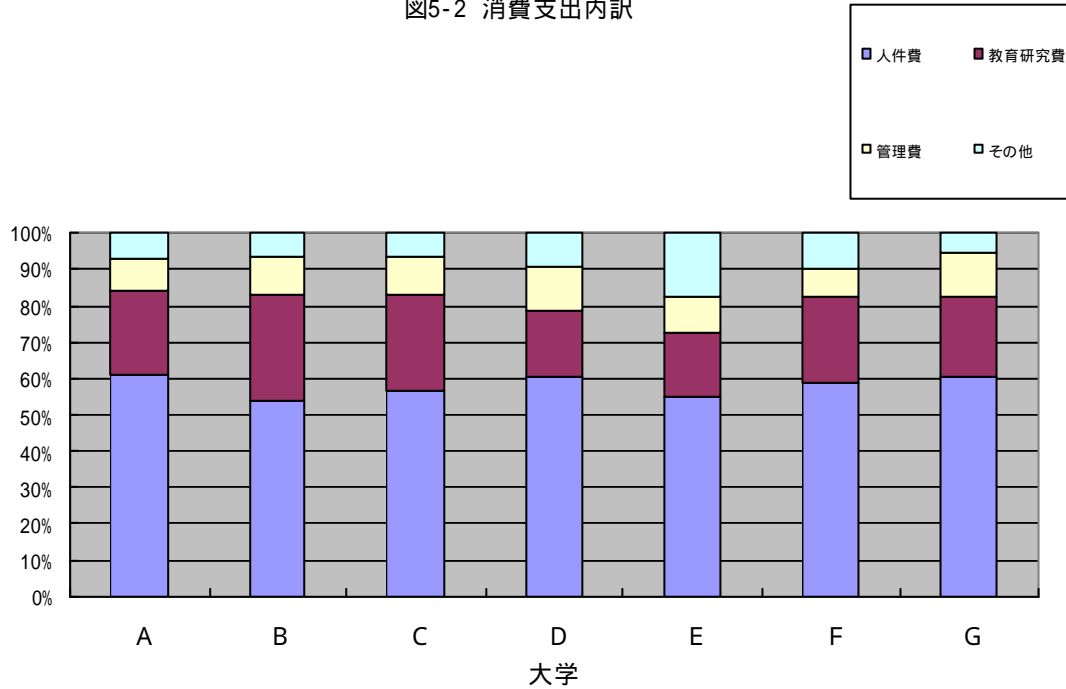


図5-3 人件費 / 消費支出

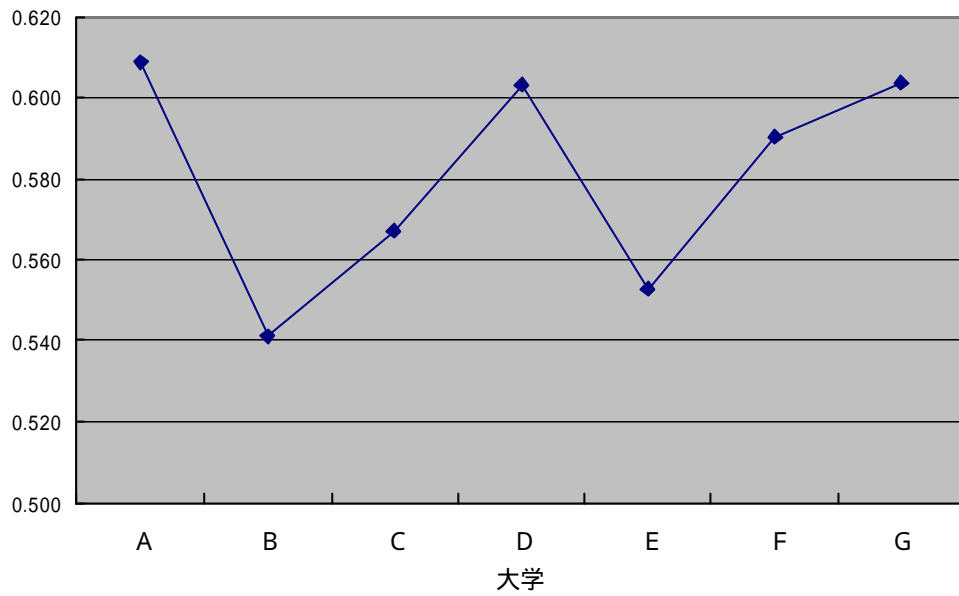


図5-4 消費支出 / 学生数

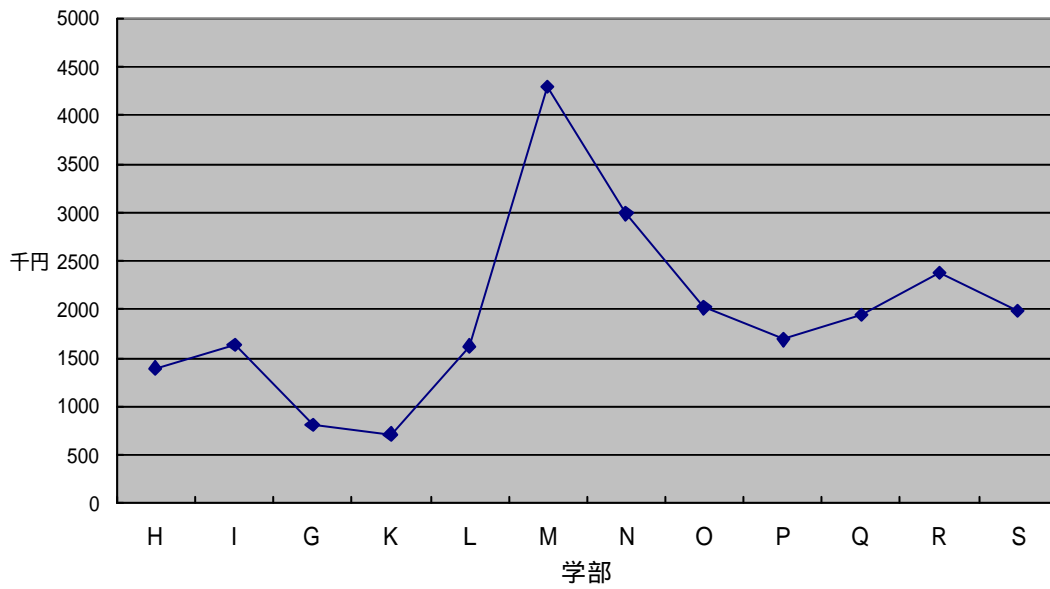


図5-5 ユニットコストと学生数

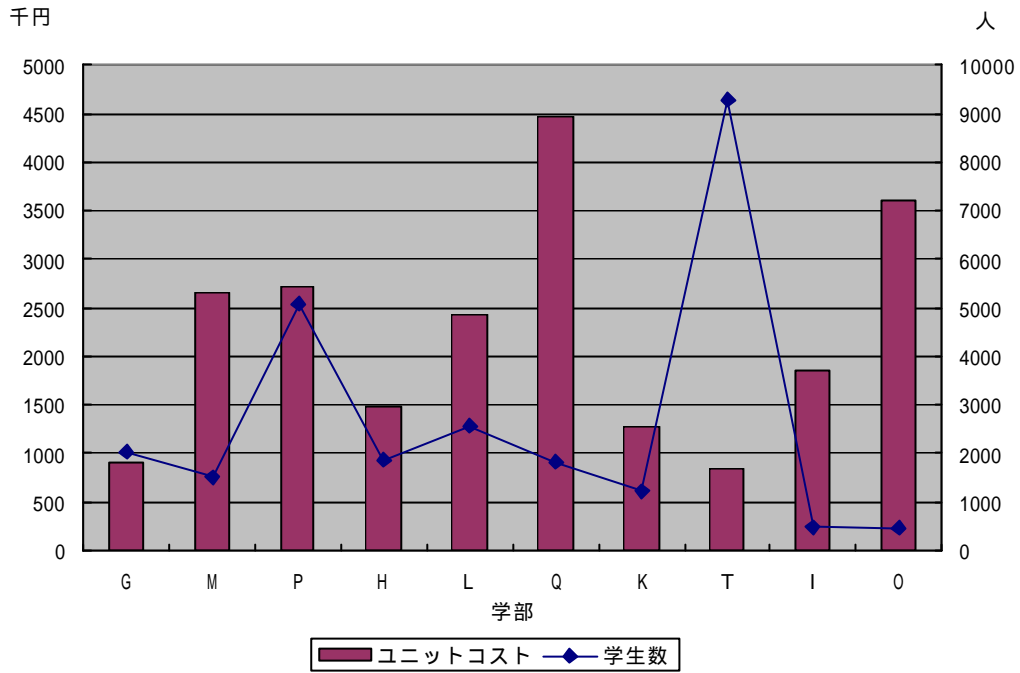


図5-6 大学独自の収入内訳

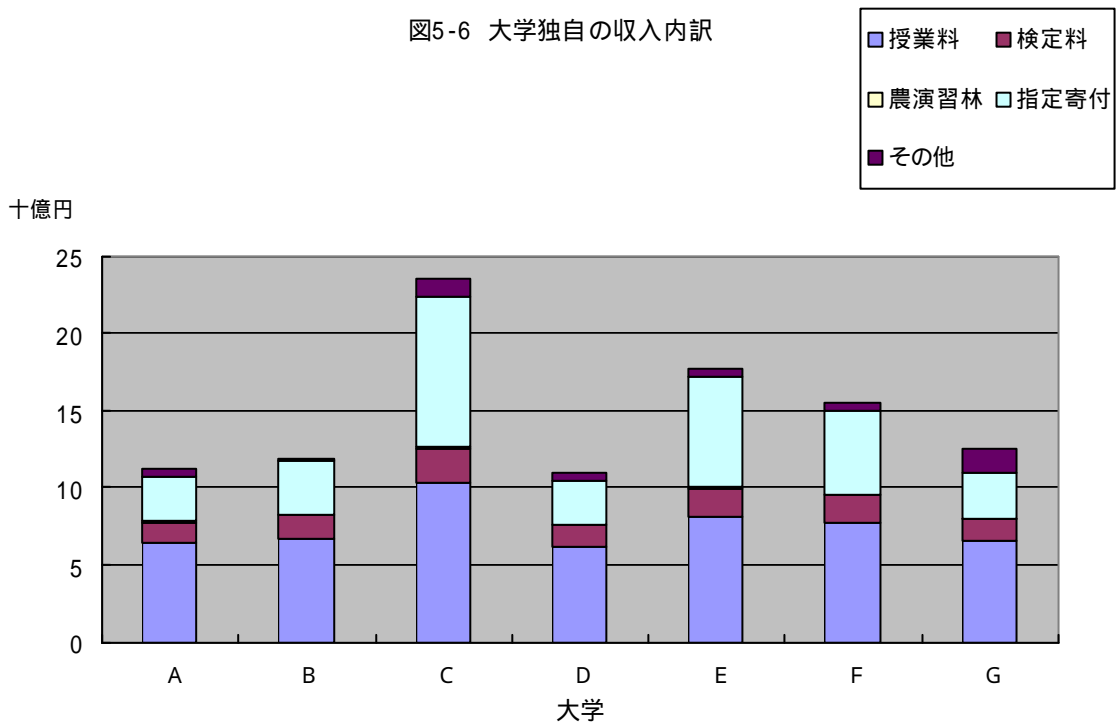


図5-7 授業料試算 1

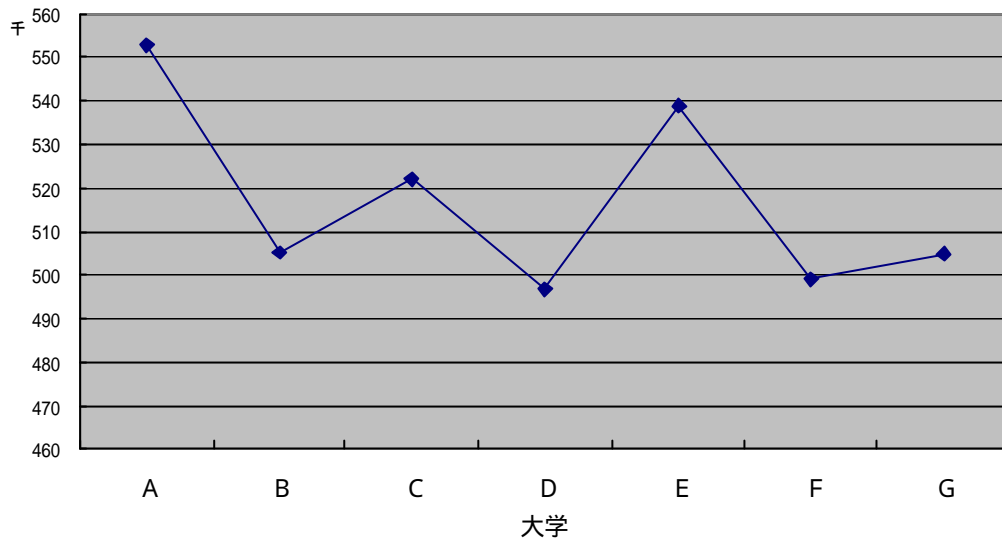


図5-8 学部別授業料

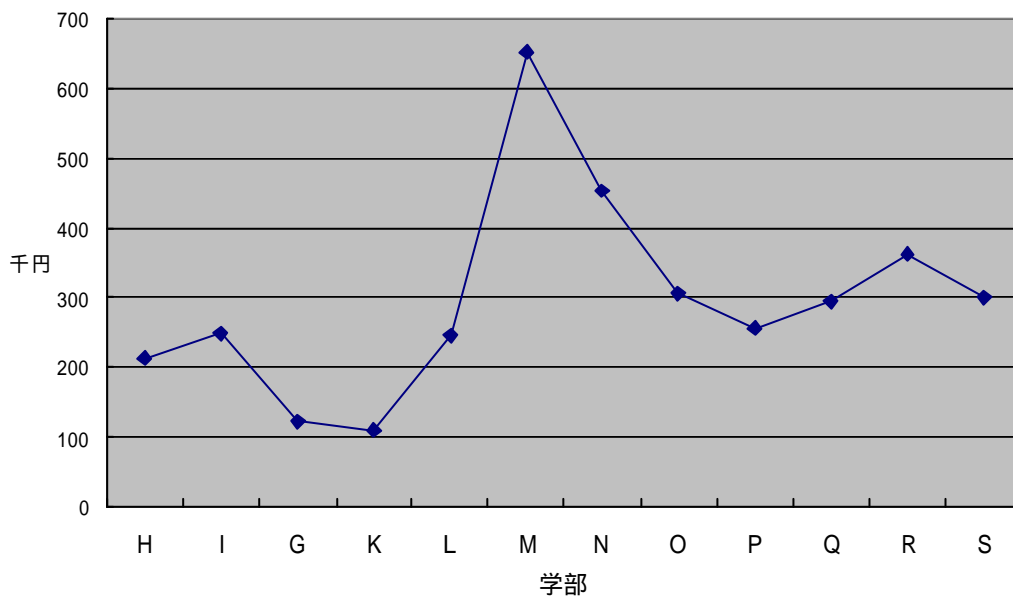


図5-9 学部別授業料

